

# 児童発達支援・放課後等デイサービス 契約書 兼 重要事項説明書

【事業者情報】	ネクストイノベーション合同会社
【代表社員】	岡本 学
【事業所名】	ふれんど
【管理者】	堀江 千代美
【所在地】	大阪府南河内郡太子町大字春日 230 番地 2 吉田マンション 102 号室・201 号室
【電話番号】	090-7342-8584
【F A X】	050-3164-3424

契約書	3
第1条 目的	3
第2条 契約期間	3
第3条 個別支援計画	3
第4条 サービス内容	4
第5条 利用料金	4
第6条 利用料金の支払い等	4
第7条 具体的義務および秘密保持	4
第8条 損害賠償	5
第9条 苦情解決	5
第10条 契約の終了	5
第11条 協議事項	6
第12条 合意管轄	6
重要事項説明書	7
第1条 生活介護サービスを提供する事業者について	7
第2条 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について	7
第3条 事業所の構造・設備について	9
第4条 職員体制等について	10
第5条 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について	12
第6条 その他の費用について	15
第7条 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について	16
第8条 サービスの提供にあたっての留意事項	16
第9条 虐待の防止について	17
第10条 秘密の保持と個人情報の保護について	17
第11条 緊急時の対応方法について	18
第12条 協力医療機関について	18
第13条 事故発生時の対応方法について	18
第14条 非常災害時の対策	19
第15条 苦情解決の体制及び手順	20
第16条 心身の状況の把握	22
第17条 連絡調整に対する協力	22
第18条 他の指定通所支援事業者等との連携	22
第19条 サービス提供の記録	23
第20条 指定生活介護サービス内容の見積もりについて	23
第21条 事業所ご利用の際にご留意いただく事項	23
第22条 第三者評価の実施状況	23
第23条 サービス提供開始可能年月日	24
第24条 重要事項説明の年月日	24

# 契約書

利用申込みする (以下「保護者」という。) と、ネクストイノベーション合同会社 (以下「事業者」という。) は、事業者が保護者の子 (以下「利用者」という。) に対して提供する指定通所支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス) について、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

## 第1条 目的

本契約は、児童福祉法に基づく児童発達支援・放課後等デイサービス給付費対象サービスとして、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することに対して、事業者が提供する児童発達支援・放課後等デイサービスの内容と保護者が支払うべき料金との関係を明確にし、保護者及び利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに児童発達支援・放課後等デイサービスが提供されることを目的とします。

## 第2条 契約期間

本契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の支給決定期間終了日までとします。ただし、期間満了までに特段の申し出がない場合は、支給決定の更新に合わせて自動的に更新されるものとします。

## 第3条 個別支援計画

- 事業者は、利用者の個別支援計画を作成し、これにもとづいた児童発達支援・放課後等デイサービスを提供するものとします。
- 前項の個別支援計画について、事業者は次の各号の業務を児童発達支援管理責任者に行わせるものとします。
  - 利用者について解決すべき課題を把握し、保護者及び利用者の意向を踏まえた上で、目標、期間、内容、留意点などを盛り込んだ個別支援計画を利用前に作成します。
  - 内容を記した書面を保護者に交付・説明し、内容の確認ならびに記名捺印を受けるものとします。
  - 少なくとも6か月に1回、もしくは要請があった場合には調査・評価を行います。
  - 変更の必要がある場合は保護者等と協議して計画を変更し、書面により同意を得るものとします。

## 第4条 サービス内容

事業者は、個別支援計画に基づき、別紙「重要事項説明書」に定める内容の児童発達支援・放課後等デイサービスを利用者に提供するものとします。

## 第5条 利用料金

1. 保護者は、サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額および実費負担額を事業者に支払うものとします。
2. 保護者は、給付費対象外サービス（実費等）として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を支払います。なお、事業者は物価変動等によりこれを相当額に改定できるものとします。
3. 事業者は、前項の料金改定を行う場合、改定の2か月前までに、その内容および理由を事業所内への掲示または書面（電磁的方法を含む）により保護者へ通知するものとします。当該予告期間内に保護者から異議の申し出がない限り、保護者は改定後の料金を承諾したものとみなします。
4. 月の途中でサービスを使い始めたり、辞めたりした場合は、その月のカレンダーの日数（30日や31日）をもとに、実際に利用した日数分だけを計算して支払うものとします。

## 第6条 利用料金の支払い等

1. 事業者は、1か月ごとに計算した前条の利用料金および実費負担額の請求書を、翌月20日までに保護者へ送付するものとします。
2. 保護者は、前項の請求を受けた料金について、請求月の末日までに、別紙「重要事項説明書」に定める所定の方法により支払うものとします。
3. 利用料金の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、催告後1か月以内に支払われない場合には、第10条に基づき本契約を解除することがあります。

## 第7条 具体的義務および秘密保持

1. 事業者は、サービス提供にあたり利用者の安全に配慮し、衛生管理や非常災害対策を講じます。
2. 事業者およびその従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た保護者、利用者およびその家族の秘密を第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。

## 第8条 損害賠償

1. 事業者は、サービスの提供に伴い、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償します。賠償履行のため、事業者は別紙「重要事項説明書」に記載した保険に加入します。
2. 保護者および利用者は、無断で備品の形状を変更したとき、または故意もしくは過失により事業者に損害を与えたとき、その損害を弁償し現状に復する義務を負うものとします。なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

## 第9条 苦情解決

保護者は、提供されるサービスに関していつでも苦情を申し立てることができます。事業者は別紙「重要事項説明書」に定める体制に基づき、誠実に対応します。

## 第10条 契約の終了

1. 保護者は、事業者に対して、30 日以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除できます。ただし、病変や急な入院などの場合は予告期間内の通知でも解除可能です。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者が以下のいずれかに該当した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。
  - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業者が守秘義務に違反した場合
  - ③事業者が故意または過失により保護者および利用者の身体・財物・信用等を傷つけた  
り、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる  
場合
  - ④他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもか  
かわらず、事業者が適切な対応を取らない場合
  - ⑤事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所  
を閉鎖した場合
3. 事業者は、事業所の廃止・縮小等のやむを得ない事情がある場合、保護者に対し 30 日以上の予告期間をおいて文書で通知し、本契約を解除できます。
4. 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除できます。
  - ①利用料金の支払いが正当な理由なく 2 か月以上遅延し、催告後 1 か月以内に支払わ  
れない場合
  - ②利用者又はその家族が、事業者等に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行  
為を行った場合

- ③やむを得ない事情により事業所を廃止または縮小する場合
- 5. 支給決定が取り消された場合等は、その効力喪失をもって契約終了とします。
- 6. 次の事由に該当した場合は、自動的に終了します。
  - ①利用者が他の障害福祉サービス施設等に入所した場合
  - ②利用者が死亡した場合

## **第11条 協議事項**

本契約に定められていない事項は、児童福祉法その他諸法令に従い、誠実に協議します。

## **第12条 合意管轄**

本契約に関して、訴訟の必要が生じたときは、事業者の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第 76 条及び「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 104 号）」第 13 条の規定に基づき、当事業所が提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

## 第1条 生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ネクストイノベーション合同会社
代表者氏名	代表社員 岡本 学
本社所在地 (連絡先)	奈良市あやめ池南八丁目7番14号 代表社員 岡本 学 TEL : 090-7342-8584 FAX : 050-3164-3424
法人設立年月日	令和7年8月15日

## 第2条 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業の所在地等

事業所名称	ふれんど
サービスの 主たる対象者	障がい児（18歳未満の重症心身障がい児）
事業所番号	児童発達支援・放課後等デイサービス 2753580089号（令和8年3月1日指定）
管理者	堀江 千代美
サービス管理責任者	鈴木 美智子
事業所所在地	大阪府南河内郡太子町大字春日230番地2 吉田マンション102号室・201号室

連絡先 相談担当者名	代表社員：岡本 学 TEL：090-7342-8584 FAX：050-3164-3424
事業所の通常の 事業実施地域	太子町、河南町、千早赤阪村、上牧町、王寺町、葛城市、香芝市
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	生活介護
利用定員	5名（多機能型事業所として合計）
開設年月日	令和8年3月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業所は、児童福祉法に基づき、必要な人員および運営管理に関する事項を定めることで適正かつ円滑な運営を確保するとともに、障がい児およびその保護者の意思と人格を尊重し、常にその立場に立って最善の利益を考慮した適切な指定児童発達支援および指定放課後等デイサービスを提供することを目的とします。
運営方針	<p><b>①サービス提供の基本的考え方</b>  児童発達支援: 日常生活における基本的動作や知識技能の習得、および集団生活への適応を支援します。</p> <p>放課後等デイサービス: 生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流を促進する支援を行います。</p> <p>柔軟な対応: 利用者の必要な時に、必要なサービスを提供できるよう努めます。</p> <p><b>②地域・関係機関との連携</b>  市町村、他の障がい児通所支援事業者、相談支援事業者、医療機関等と密接に連携し、地域との結び付きを重視した運営を行います。</p> <p><b>③法令の遵守</b>  児童福祉法および「大阪府指定障がい児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」を遵守し、適正なサービスを実施します。</p>

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	8:30～17:30（うち1時間は休憩）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12/29～1/3を除く）
サービス提供時間	9:00～17:00

### 第3条 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造
延床面積	102号室：30.02㎡ 201号室：30.02㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
発達支援室	3室	
相談室	1室	
洗面所	2室	
トイレ	2室	
多目的室	1室	
浴室	2室	
事務室	1室	
押入	2つ	

## 第4条 職員体制等について

### (1) 職員配置

職種	職務内容	配置数
管 理 者	職員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援および指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	<p>(1) アセスメントと支援検討：適切な方法により、障がい児の有する能力、環境、日常生活全般の状況を評価し（アセスメント）、障がい児の希望や課題を把握します。その際、障がい児の年齢や発達の程度に応じ、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう、心身の健やかな育成に向けた適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) 面接の実施：アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障がい児に面接を行い、面接の趣旨を十分に説明して理解を得るものとします。</p> <p>(3) 計画案の作成：検討結果に基づき、保護者・障がい児の意向、総合的な支援目標、生活の質向上のための課題、5領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた、児童発達支援計画または放課後等デイサービス計画の原案を作成します。その際、家族への援助や、事業所以外の保健医療・福祉サービスとの連携も計画に位置付けるよう努めます。</p> <p>(4) 担当者会議の開催：計画作成に際しては、障がい児の意見が尊重される体制を確保した上で、サービス提供担当者等を招集して行う会議を開き、原案について意見を求めます。</p> <p>(5) 説明と同意：計画案の内容を保護者および障がい児に対して説明し、文書により同意を得ます。</p> <p>(6) 計画の交付：作成した計画を保護者および指定障がい児相談支援を提供する者に交付します。</p> <p>(7) モニタリングと見直し：計画作成後、実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む）を行い、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、計画の見直しおよび必要に応じた変更を行います。</p> <p>(8) 従業者の指導：他の従業者に対し、支援に関する技術的な指導および助言を行います。</p>	1 名以上 (うち 1 名以上は専任・常勤)

	<p>(9) 意思の尊重：障がい児が自立した日常生活または社会生活を営めるよう、障がい児および保護者の意思をできる限り尊重するよう努めます。</p> <p>(10) 心身の把握と援助：常に障がい児の心身の状況や環境の的確な把握に努め、障がい児または家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。</p>	
児童指導員 又は 保育士	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。	1名以上
看護師	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。	1名以上
理学療法士等	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行います。	1名以上
医師	利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行います。	1名以上 (嘱託の場合あり)
運転手	利用者の送迎を行います。	1名以上

## (2) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8:30 ～ 17:30 で勤務 月～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
児童発達支援 管理責任者	<p><b>【常勤】</b> 8:30 ～ 17:30 で勤務 月～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）</p> <p><b>【非常勤】</b> 8:30 ～ 17:30 の間の、個別の雇用契約により定められた時間 月曜日から土曜日のうち、個別の雇用契約により定められた日</p>
児童指導員 又は 保育士	同上
看護職員	同上

理学療法士等	同上
医師	8:30 ～ 17:30 の範囲内で、サービス提供に支障がない範囲において、個別の契約等に基づき随時勤務します
運転手	8:30 ～ 17:30 の範囲内で、送迎業務に必要な時間（個別の雇用契約に基づくシフト制）において勤務します

※具体的な勤務シフトについて詳細をお知りになりたい場合は、管理者までお気軽にお尋ねください。

## 第5条 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援計画 または放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した児童発達支援計画または放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、手話、点字、パソコン操作等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は保育所等と事業所との間の送迎を行います。
給食サービス	希望により、障がい児の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴サービス	希望により、入浴サービスを提供します。

## (2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。太子町＝6級地（10.46円）

	児童発達支援	放課後等デイサービス
利用料（1日あたりの料金）	22,290円	平日：18,524円 休日：21,505円
利用者負担額	2,229円	平日：1,852円 休日：2,151円

### <提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、こども家庭庁の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 児童発達支援費および放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童発達支援費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

### 【加算項目】

① 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
家庭支援加算	(Ⅰ) 3,138～ 836円	左記の1割	入所児童の家族（きょうだいを含む。）に対して、個別又はグループでの相談支援援助等を行った場合、月4回まで加算されます。 (Ⅰ) 個別に相談援助等を行った場合 (Ⅱ) グループでの相談援助等を行った場合
	(Ⅱ) 836～ 627円		
子育てサポート加算	836円	左記の1割	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合に、月4回まで加算されます。

利用者負担上限額 管理加算	1,569円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
欠席時対応加算	983円	左記の1割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。 ※重症心身障がい児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合には月8回まで加算されます。
専門的支援実施加算	1,569円	左記の1割	理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に加算されます。利用日数等に応じて月4回又は月6回まで加算されます。
個別サポート加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	1,255～ 732円	左記の1割	重症心身障がい児等、著しく重度の障がい児や虐待などの要保護・要支援児童に対して支援を行った場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅰ) 重症心身障がい児等、著しく重度の障がい児に対する支援 (Ⅱ) 要保護・要支援児童に対する支援
送迎加算	836～ 418円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
関係機関連携加算	(Ⅰ) 2,615円	左記の1割	関係機関と連携し個別支援計画の作成や情報共有、連絡調整等を行った場合に(Ⅰ)～(Ⅲ)は月1回まで、(Ⅳ)は1回算定されます。 (Ⅰ) 保育所、学校等と連携して個別支援計画を作成 (Ⅱ) 保育所、学校等と情報連携 (Ⅲ) 児童相談所、医療機関等と情報連携 (Ⅳ) 小学校、企業等と連絡調整
	(Ⅱ) 2,092円		
	(Ⅲ) 1,569円		
	(Ⅳ) 2,092円		
事業所間連携加算	(Ⅰ) 5,230円	左記の1割	セルフプランで複数事業所を併用する障がい児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合、月1回まで加算されます。
	(Ⅱ) 1,569円		
保育・教育等 移行支援加算	5,230円	左記の1割	障がい児が地域において保育・教育等を受けられるよう、退所前に関係機関との間で移行に向けた

			連絡調整を行った場合、月 2 回まで加算され ます。 また、退所後に居宅又は保育所等を訪問して相 談援助又は助言等を行った場合、居宅と保育所 等で各 1 回まで加算されます。
--	--	--	---

※当事業所は福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を算定しております。

## 第6条 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費
入浴サービスに係る光熱水費	0 円
日用品費の実費	実費
送迎サービスの提供に係る費用 (通常の事業の実施地域以外の地域の場合)	0 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であ って、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実 費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合 は、キャンセル料は請求いたしません）	3 日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	無断での欠席の場合 1 日あたりの利用料の 10%

## 第7条 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、故意に支払いの督促から1か月にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 第8条 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら、サービス種別に応じた「児童発達支援計画」または「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した各計画については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

### (3) 計画の変更等

作成された各計画は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

## 第9条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表社員 岡本 学
-------------	-----------

- ② 苦情解決体制を整備しています。  
③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 第10条 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>○ 事業者は、従業員に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</li></ul>
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。</li><li>○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。なお、開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。</li></ul>

## 第11条 緊急時の対応方法について

### 11 緊急時の対応方法について

①サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

②上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先	電話番号 090-7342-8584 (対応可能時間 8:30 ~ 17:30)
-----	--

## 第12条 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人 順心会 前田クリニック		
医院長名	前田 重成		
所在地	〒585-0034 大阪府南河内郡河南町神山 269		
電話番号	0721-93-8850		
診療科	内科、小児科、他	入院設備	無

## 第13条 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援・放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	南河内広域事務室
	担 当 部 ・ 課 名	広域福祉課 障がい福祉担当
	住 所	〒584-0031 大阪府富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2F
	電 話 番 号	0721-20-1199

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	施設・事業活動遂行事故：10,000万円（1事故） 生産物・完成作業事故：10,000万円（1事故） 管理下財物事故：500万円（1事故） 借用不動産損壊事故（包括型）：1,000万円（1事故）

#### 第14条 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。												
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難・救出その他必要な訓練を年1回実施します。												
防災設備	<table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有り</th> <th style="text-align: center;">無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・自動火災報知機</td> <td>・ガス漏れ報知器</td> </tr> <tr> <td>・誘導灯</td> <td>・非常通報装置</td> </tr> <tr> <td>・消火器</td> <td>・非常用電源</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・スプリンクラー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・室内防火栓</td> </tr> </tbody> </table>	有り	無し	・自動火災報知機	・ガス漏れ報知器	・誘導灯	・非常通報装置	・消火器	・非常用電源		・スプリンクラー		・室内防火栓
	有り	無し											
・自動火災報知機	・ガス漏れ報知器												
・誘導灯	・非常通報装置												
・消火器	・非常用電源												
	・スプリンクラー												
	・室内防火栓												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</li> </ul>												
防災管理者	岡本 学												
保険加入	第13条参照												

## 第15条 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定児童発達支援・放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
  - ①常設窓口および担当者の設置  
相談および苦情に関する常設窓口を設置し、相談担当者を配置します。担当者不在時であっても、事業所の全職員が「相談苦情管理対応シート」を用いて適切に受付を行い、担当者へ確実に引き継ぐ体制を整備しています。
  - ②円滑かつ迅速な処理体制と手順  
苦情等の申し出があった際は、必要に応じて訪問による聞き取りを実施し、利用者の状況を詳細に把握します。相談担当者は管理者とともに事実関係の検討を行い、速やかに対応方針を決定します。
  - ③結果報告および関係機関との連携  
決定した対応内容に基づき、関係者との連絡調整を行うとともに、利用者に対して必ず結果報告を行います。時間を要する案件についても、翌日までに経過報告を行うなど、利用者の立場に立った誠実な対処に努めます。
- (3) 大阪府知事や市町村長による調査、または運営適正化委員会による調査・あっせんのできる限り協力し、指導・助言を受けた場合は速やかに改善を行います。

<苦情相談窓口>

<p><b>【事業者の窓口】</b> (事業者の担当部署・窓口の名称)</p>	<p>所在地：大阪府南河内郡太子町大字春日 230 番地 2 吉田マンション 102 号室・201 号室 電話番号：090-7342-8584 FAX 番号：050-3164-3424 受付時間：8:30 ～ 17:30 (日曜日、祝日、12/29～1/3 を除く)</p>
<p><b>【市町村の窓口】</b> 太子町 福祉介護課</p>	<p>所在地：大阪府南河内郡太子町大字山田 160 電話番号：0721-98-5519 FAX 番号：0721-98-2773 受付時間：9:00～17:30 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>
<p>河南町 すこやか生活部 高齢障がい福祉課</p>	<p>所在地：大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6 電話番号：0721-93-2500 FAX 番号：0721-93-4691 受付時間：9:00～17:30 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>
<p>千早赤阪村 千早赤阪村障がい者虐待防止センター ー (科長の郷)</p>	<p>電話番号：0721-98-5016 受付時間：(休日や夜間も対応しています)</p>
<p>上牧町 上牧町保健福祉センター (2000 年会館) 福祉課</p>	<p>所在地：奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245-1 電話番号：0745-43-5031 FAX 番号：0745-76-1196 受付時間：8:30～17:30 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>
<p>王寺町 王寺町役場 福祉介護課</p>	<p>所在地：奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 電話番号：0745-73-2001 FAX 番号：0745-73-6311 受付時間：8:30～17:15 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>

<p>葛城市 葛城市役所 社会福祉課</p>	<p>所在地：奈良県葛城市柿本 166 電話番号：0745-44-5103 0745-69-3001 FAX 番号：0745-69-6456 受付時間：8：30～17：15 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>
<p>香芝市 香芝市障害者虐待防止センター (香芝市社会福祉課内)</p>	<p>所在地：奈良県香芝市逢坂 1—374-1 香芝市総合福祉センター 電話番号：0745-79-7151 FAX 番号：0745-79-7532 受付時間：8：30～17：15 (祝日・休日および年末年始を除く)</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地：大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号：06-6191-3130 FAX 番号：06-6191-5660 受付時間：午前 10 時～午後 4 時 (祝日を除く)</p>

## 第16条 心身の状況の把握

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 第17条 連絡調整に対する協力

児童発達支援・放課後等デイサービス事業者は、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 第18条 他の指定通所支援事業者等との連携

指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たり、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 第19条 サービス提供の記録

- ① 指定児童発達支援・放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定児童発達支援・放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 第20条 児童発達支援・放課後等デイサービスの見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

## 第21条 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品等の事業所への持ち込みはご遠慮ください。 万が一持ち込まれた場合の紛失、毀損等については、事業所の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 第22条 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】 【評価機関名： 】	
【結果の開示状況： 】	

**第23条 サービス提供開始可能年月日**

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

**第24条 重要事項説明の年月日**

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者は、利用者に対し、上記内容（契約書および重要事項説明書）について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 107 号）」第 10 条の規定に基づき、誠実に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良市あやめ池南八丁目 7 番 1 4 号	
	法人名	ネクストイノベーション合同会社	
	代表者名	岡本 学	
	事業所名	ふれんど	
	説明者氏名		

私は、上記「重要事項説明書」に基づき事業者から説明を受け、内容を十分に理解・承諾するとともに、本契約の締結に同意し、その証として本書に署名捺印します。また、本契約の成立を証するため、本書を 2 部作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 部を保有するものとします。

利用申込者 (通所給付決定保 護者)	住所		
	氏名		
	続柄		
利用者（児童）氏名			

本人の署名が困難なため、署名を代行いたしました。

代行者	住所		
	氏名		
	続柄		

代理人	住所		
	氏名		